

議案第 6 4 号

岩倉市水道事業給水条例の一部改正について

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩倉市水道事業給水条例（平成10年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

別表第4中	第7条第1項の指定をするとき	第7条第2項の工事検査をするとき	を
	1件につき 10,000円	1回につき300円とし、岩倉市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程に基づく週休日、休日及び正規の勤務時間以外に工事検査をするときは5割を追徴する。	

第7条第1項の指定をするとき	第7条第1項の指定の更新をするとき	第7条第2項の工事検査をするとき	に改める。
1件につき 10,000円	1件につき 7,000円	1回につき300円とし、岩倉市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年岩倉市水道事業管理訓令第1号）に基づく週休日、休日及び正規の勤務時間以外に工事検査をするときは、5割を追徴する。	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。